

9206 特定保税運送者制度の概要及びメリット

1 特定保税運送者制度の概要

特定保税運送者制度は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された運送者のための制度であり、これを利用することにより簡易な手続で保税運送を行えるようになるなどの特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物に係るコスト削減等が期待されます。

2 特定保税運送者制度のメリット

特定保税運送者の承認を受けた場合には、次の特例措置を受けることができます。

- ① 保税運送について個々の承認が不要となるなど、簡易な手続で行えることにより事務負担が軽減されます。
- ② 輸出貨物の運送について、輸出者の依頼により認定通関業者が保税地域以外の場所で申告を行う貨物について、輸出者の依頼によりその場所から直接積込港等まで運送を行うことを可能とすることにより、リードタイム及びコストの削減等が図られます。

(参考) <https://www.customs.go.jp/hozei/transporter/index.htm>

(注) 特定保税運送者制度の詳細につきましては、税関HP又は各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

(関税法第63条の2、第67条の3)

お問い合わせ先 (AEO制度担当部門)

函館税関	0138-40-4254
東京税関	03-3599-6343
横浜税関	045-212-6125
名古屋税関	052-654-4169
大阪税関	06-6576-3391
神戸税関	078-333-3071
門司税関	050-3530-8312
長崎税関	095-828-8801
沖縄地区税関	098-862-9291